
第 9 回 大 山 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 2 日)

令和 6 年 12 月 11 日 (水曜日)

議 事 日 程

令和 6 年 12 月 11 日 (水曜日) 午前 9 時 30 分開議

1 開会 (開議) 宣告

日程第 1 議案第 115 号 大山町定住促進子育て住宅の設置及び管理に関する条例の制定
について

日程第 2 議案第 116 号 大山町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 3 議案第 117 号 大山町議会議員及び大山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 4 議案第 118 号 鳥取県町村総合事務組合規約を変更する協議について

日程第 5 議案第 119 号 公の施設の指定管理者の指定について

(大山町社会体育施設等)

日程第 6 議案第 120 号 令和 6 年度大山町一般会計補正予算 (第 7 号)

日程第 7 議案第 121 号 令和 6 年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算 (第 3 号)

日程第 8 議案第 122 号 令和 6 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)

日程第 9 議案第 123 号 令和 6 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算
(第 4 号)

日程第 10 議案第 124 号 令和 6 年度大山町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 2 号)

日程第 11 議案第 125 号 令和 6 年度大山町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)

日程第 12 議案第 126 号 令和 6 年度大山町温泉事業特別会計補正予算 (第 3 号)

日程第 13 議案第 127 号 令和 6 年度大山町索道事業特別会計補正予算 (第 3 号)

日程第 14 議案第 128 号 令和 6 年度大山町下水道事業会計補正予算 (第 3 号)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 (14 名)

2 番 西 本 憲 人 3 番 豊 哲 也

4 番	島 田 一 恵	6 番	池 田 幸 恵
7 番	門 脇 輝 明	8 番	大 原 広 巳
9 番	大 杖 正 彦	1 0 番	大 森 正 治
1 1 番	杉 谷 洋 一	1 2 番	近 藤 大 介
1 3 番	吉 原 美智恵	1 4 番	岡 田 聡
1 5 番	野 口 俊 明	1 6 番	米 本 隆 記

欠席議員

なし

欠員(2名)

事務局出席職員職氏名

事務局長 ……………野 間 光 書記 ……………林 原 彰 吾

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………竹 口 大 紀	教育長 ……………鷺 見 寛 幸
副町長 ……………吉 尾 啓 介	教育次長……………赤 路 卓 也
財務課長 ……………池 山 大 司	地方創生監……………山 根 篤 大
税務課長 ……………角 田 雅 人	総合戦略課長……………山 崎 栄 一
住民課長……………永 見 明	幼児・学校教育課長 ……井 上 龍
商工観光課長……………源 光 靖	社会教育課長 ……………西 尾 秀 道
総合福祉課長 ……………田 中 真 弓	まちづくり課長 ……………深 田 智 子
長寿支援課長……………加 藤 貴 子	こども課長 ……………門 脇 恵美子
健康推進課長……………諸 遊 剛 史	農林水産課長 ……………桑 本 英 治
地籍調査課長……………末 次 四 郎	水道課長 ……………大 前 満
総合福祉課参事……………石 谷 美智子	

午前 9 時 30 分開会

開議宣告

○議長（米本 隆記君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は 14 人です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に従い、本日は議案に対する質疑を行います。

----- . -----

日程第 1 議案第 137 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 1、議案第 115 号 大山町定住促進子育て住宅の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

〔 発言する者あり 〕

○議長（米本 隆記君） なしという声がありましたけども。

○議員（3 番 豊 哲也君） 議長、3 番。

○議長（米本 隆記君） 3 番 豊議員。

○議員（3 番 豊 哲也君） 大山町定住促進子育て住宅設置及び管理に関する条例の制定について、質疑させていただきます。

こちら、家賃の設定が今回の条例で初めて出された形になっていたんですけども、以前から御指摘させていただきましたが、そうしたことを踏まえて面積等をやっていったほうがいいんじゃないかという御指摘させていただいておりました。その中で非常にそういう、家賃であるとか、そういったものというのは、市場調査、マーケティングというのが非常に重要になってきます。

そうしたことが、順番が違ってしまっていたんじゃないかと。家賃を想定してマーケティングを行って、そこから面積を決めていくというような流れでいったほうがよかったんじゃないかと思いますが、そうした協議はしっかりとなされていたんでしょうか。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） 質疑はそれぞれ担当からお答えをさせていただきます。

○建設課長（小倉 祥司君） 議長、建設課長。

○議長（米本 隆記君） 小倉建設課長。

○建設課長（小倉 祥司君） はい、金額の決定に至ったまでの経緯ということでございますが、通常、近傍の家賃等々の調査も行っておりますが、基本的な考え方というのが、やはり建設に対して、建設費に対しての家賃が決定されるということで、通常のか考え方としてそういうふうになっております。

このたび家賃について上限額という形で定めておりますが、建設事業費が今回まだ決まっておりません。プロポーザルでの入札でございます。その上で予定している、今、現在予定している規模の住宅、全国的な事例を見ながら、建設費を参考にして、現在の金額を、金額といいますか、算出をしたというところで御理解を願いたいと思います。以上です。

○議員（3 番 豊 哲也君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 3 番 豊議員。

○議員（3 番 豊 哲也君） はい。まず確認ですけども、先ほどの御答弁だと建築費から、そういう家賃を設定してるってことで、市場、その近傍の市場というのは加味しているけども、実際の町営住宅として妥当な金額、皆さんのニーズからそういうふうな割り出してないってことでよろしかったでしょうか。

もう一つが、家賃が、これ全員協議会でも質問させていただきましたけども、今回補助金が、家賃に対しても出るかと思えます。それは個人に対しての、個人負担を軽減するものなのか、それとも建築費を軽減するものなのかどちらになりますでしょうか。

○建設課長（小倉 祥司君） 議長、建設課長。

○議長（米本 隆記君） 小倉建設課長。

○建設課長（小倉 祥司君） 前段の部分につきましてはおっしゃる、御指摘のとおりでございます。

次に補助につきましては、まずは建設費の補助ということで国から補助を頂く部分がございます。さらには、家賃の低廉化の補助というものもございまして、そちらのほうについても受けていこうという考え方でっておりますので…。すいません、ちょっと確認させていただいてもよろしいですか。

○議長（米本 隆記君） 暫時休憩します。

午前 9 時 36 分休憩

午前 9 時 37 分再開

○議長（米本 隆記君） 再開します。

○建設課長（小倉 祥司君） 失礼しました。業者への支援ということではなくて、家賃そのものの低廉化ということで、所得が一定程度低い方への入所が対象という形での補助になろうかと思えます。以上です。

○議員（3 番 豊 哲也君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 3 番 豊議員。

○議員（3 番 豊 哲也君） その個人負担が軽減することで、何年間でしょうか。民業圧迫にあたりませんかでしょうか。そこをお答えください。

○建設課長（小倉 祥司君） 議長、建設課長。

○議長（米本 隆記君） 小倉建設課長。

○建設課長（小倉 祥司君） すいません、年数については、手元に資料がございませんので改めて、お答えをしたいと思います。民業圧迫ということについては、実質は当たらないような家賃設定が必要ではないかということで、今後十分検討をしていくということとしております。

○議長（米本 隆記君） そのほか質疑ありますか。

○議員（7 番 門脇 輝明君） 議長、7 番。

○議長（米本 隆記君） 7 番 門脇議員。

○議員（7 番 門脇 輝明君） はい。2 点をお伺いしたいと思います。

1 点目、条例第 4 条に所得要件というのが記載してあるわけですが、この所得の状況というのは、具体的に例えば 1 世帯当たり夫婦と子供 1 人とか 2 人とか、そういった条件に照らして年収どのぐらいになるかっていうのが、募集に際して入居を考える人の参考になる数字になってくるんじゃないかなと思います。

そういった、どの程度の家賃になるのかというようなことを年収がどのぐらいあったらどの程度の家賃になるのかというのをやっぱりきちっと分かるようにすべきであると思います。

そういった所得要件の明示ってことですね、それから、さっきも言いましたけれども、上限の家賃額が 9 万 9,000 円というふうに規定されておりますけれども、所得として比較して、無理のない価格になっているのかということ、また、下限の家賃額が出ておりませんけども、これは幾らぐらいになるのか、お伺いしたいと思います。

○建設課長（小倉 祥司君） 議長、建設課長。

○議長（米本 隆記君） 小倉建設課長。

○建設課長（小倉 祥司君） はい。まず、該当する年収額ということでございますが、昨日も少し説明をさせていただきましたが、この第 4 条に記載がされております 15 万 8,000 円という金額が記載をされておりますが、おおむね年収ベースでいくと 400 万が年収ベースとなってまいります。

そこから、所得換算をした上で、様々な同居者控除でありますとか、扶養控除でありますとか、そういったものを差し引いた部分がおおむね、おおむねと言いますか、所得となりますので、その上で計算した部分が 15 万 8,000 円という形で今、記載をしているところでございます。

これは、地域優良賃貸住宅制度というものを活用して建設をしますので、そこに記載をしてある金額ということで御理解を願いたいと思います。

さらに、家賃今現在ですが、9 万 9,000 円という設定をしております。先ほどもお答えをいたしました、これは建設費を今想定をして、家賃としてはそれを割戻して計算した額に、物価の高騰でありますとか人件費の高騰といったものを加味した上で、9 万 9,000 円という形で現在は設定をしております。

今後、プロポーザルによりまして事業者が決まり、その上で建設費も決まってくる中で、家賃というものを検討していくという形になろうかと思っておりますので御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議員（7 番 門脇 輝明君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 7 番 門脇議員。

○議員（7 番 門脇 輝明君） はい。造る管理側の説明としては、そういったものかなと思いますけれども、募集要項が出てきて実際にここに入りたいという方にとっては、今の説明は非常に分かりにくい話だと思います。

そういった希望者向けの要綱をこれからつくっていかれると思いますけれども、そういったものについては、先ほど申し上げましたように、どのぐらいの年収があれば家賃このぐらいですよというふうなですね、参考になるような、そういったデータは載せられる予定でしょうか。

○建設課長（小倉 祥司君） 議長、建設課長。

○議長（米本 隆記君） 小倉建設課長。

○建設課長（小倉 祥司君） はい、実際にですね、建設が決まりまして、募集を開始する段階になりましたら、そういった簡易的な計算ができるような仕組みは、これは S P C という事業体との協議にはなろうかと思いますが、そういった部分は検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（米本 隆記君） そのほか、質疑ありますか。

○議員（14 番 岡田 聰君） 議長、14 番。

○議長（米本 隆記君） 14 番 岡田議員。

○議員（14 番 岡田 聰君） 第 4 条の所得が 48 万 7,000 円以下であること。15 万 8,000 円に満たない場合は所得の上昇が見込まれるということですが、ちょっと他の現在ある大山町の町営住宅の、直接この条例には関係ないんですけども、特定公共賃貸住宅、大山町にこの種類のものがありますが、これ、ここの所得に関しては、15 万 8,000 円から 60 万 1,000 円なっておりますけれども、この違い、今回の新しい賃貸住宅に関しては、建設省の省令に決まっているようですので分かりますが、この現在ある特定公共賃貸住宅のこの 60 万 1,000 円というのは、答弁できればお願いいたします。どういう関係でこういう金額になってるのか。

それから、公共団体が公共事業、自治体が主体となって事業をやる場合に、建設費の 2 分の 1 が助成があるということですが、P F I 事業は、自治体が主体と認めてもらえるのかどうか。それから、家賃低廉化というのがございますが、建設省から出ております、これ、上限が 4 万円で、その 2 分の 1 助成ということですが、多分この新しい住宅 4 万以上なると思うんですけども、4 万円以上の家賃になった場合は、家賃低廉化に対する国の支援はあるのかどうか、お願いします。

○建設課長（小倉 祥司君） 議長、建設課長。

○議長（米本 隆記君） 小倉建設課長。

○建設課長（小倉 祥司君） はい。すいません。先ほどございました現在の大山町の特定賃貸優良住宅条例で 60 万 1,000 円という表記がございます。これは、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の施行当時の金額が 60 万 1,000 円という形で、記載は

してございまして、そのまま運用をしておるということでございます。

現在、48 万 7,000 円といいますのは、現在の法律が 48 万 7,000 円という規定になっておりますので、この法律の規定を準用するといいますか、運用する、適用するという形で考えておるところであります。

続きまして、公共団体が事業主体になって補助を受けるのかという形でございますが、P F I 事業そのものが国の補助と民間資金の活用という形になりますので、建設費につきましてはおおむね半額が国の補助で、残った分が民間資金の活用というところで考えておるところであります。

すいません。次にその家賃の低廉化につきましては、ちょっと詳細なところが今把握できておりませんので、また改めてお答えをさせていただきたいと思います。申し訳ありません。

○議員（14 番 岡田 聡君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 14 番 岡田議員。

○議員（14 番 岡田 聡君） 直接この条例に関係ないかもしれませんが、現在、町のホームページに載っております特定公共賃貸住宅の所得 60 万 1,000 円というのは、現状の法律の制度に似合うように、45 万 8,000 円、48 万 7,000 円に変えたほうがいいのではなかろうかと思いますが、その点、答弁できればお願いいたします。

それから、家賃低廉化の補助がもらえた場合は、これ、入居者に還元するのか、あるいは、町にそのまま収入に入るのかどうか、その答弁をお願いします。

○議長（米本 隆記君） 最後のところ、聞き取れなかった、最後のところ、家賃がどういうふうにならるって言われましたけど再度お願いします。

○議員（14 番 岡田 聡君） 国の低廉化、上限 4 万円に関して、国の低廉化、国の支援が受けられた場合は、その受けた金額を入居者に還元するのかあるいは町が町の懐に入るのか、その答弁をどう考えますか。

○議長（米本 隆記君） よろしいですか

○建設課長（小倉 祥司君） 議長、建設課長。

○議長（米本 隆記君） 小倉建設課長。

○建設課長（小倉 祥司君） 最初の今の条例に、今の制度といいますか、国の要綱に合わせたほうがよいのではないかという御質問であります、現在の特典賃貸優良住宅につきまして、所得の上限が 60 万 1,000 円ということになれば、収入の基準も当然高くなってこようかと思えます。

そういった意味で幅広く、募集を、募集といいますか、応募をいただくには、今の状況のほうがより多くの方にも検討していただけるというふうに考えておりますので、現時点では、条例のほうを改正するということは考えておらないところであります。

すいません、家賃の低廉化について、再度、もう一度ちょっとすいません。

○議長（米本 隆記君） 家賃の減額の収入は、直接入居者が払えるのか、町の収入になるのかっていうことだったと思いますが。

○建設課長（小倉 祥司君） 入居者への負担、家賃の軽減という形で考えております。

○議長（米本 隆記君） よろしいですか。そのほか質疑ありませんか。

○議員（12 番 近藤 大介君） 議長、12 番。

○議長（米本 隆記君） 12 番 近藤議員。

○議員（12 番 近藤 大介君） 何点かお尋ねいたします。

本条例の 4 条に関するところ、何点か質問も出ておるところでございますけれども、入居の要件ということで少しお尋ねをしたいと思います。

本条例の第 4 条入居の要件に関しては、子育て世帯であることということが条件になっておりますが、となるとですね、例えば出産予定がない新婚夫婦、これについては、入居の対象外となるのでしょうか。

それからですね、家賃は必ずしも安くない。しかも、所得は一定程度、おおむね給与収入でいけば、年間 400 万ぐらいいないと入居できないような要件にもなっておるようだけれども、そういったような条件で、建設後、募集開始と同時に満室にちゃんとなるのでしょうか。そのような見込みをどう考えておられるか。それから、そういった需要の見通しですね、そういったものについてはどのような根拠に基づいて行っておられるのか。仮に、もし、建設後、満室にならなかった場合は、これ空室のまま置いておくような格好になるのでしょうか。

それから、先ほど収入要件のこと言いましたけれども、月額所得で 15 万 8,000 円以下と、年収ベースでいくと大体 400 万円以下の子育て世帯が入居できない理由について、改めてちょっと御説明いただきたいと思います。

それから子供が大きくなって子育て世帯でなくなった場合、入居者はどのようなものかということもお答えいただきます。

もう 1 点、そもそもこの施設の目的については、先ほども言いましたように子育て世帯が基本的に対象となる、そういった住宅になっていますが、今後、所得の少ない子育て世帯であったり、あるいは子育て世帯ではない、その他の町民が入居できる町営住宅の整備については、そういったものの計画については、現状どうなっているのかについてもあわせて説明いただきたいと思います。

○建設課長（小倉 祥司君） 議長、建設課長。

○議長（米本 隆記君） 小倉建設課長。

○建設課長（小倉 祥司君） はい。まず、第 4 条の入居の要件のところでございます。

出産予定のない新婚夫婦は対象外かということでございますが、この条例案といたしましては、対象外としております。

次に入居募集と同時に満室になる見込みがあるかということでございますが、ここに

つきましては、これからプロポーザルによって事業者を募集をかけてまいります。その中で募集要項で入居率については 90%を目指していくという形での要綱で募集をかけておりますので、ここは S P C なり、町なりの努力のほうで何とか達成をしていきたいというふうには考えております。

まず、また、需要の見通しはどのような根拠で行っているのかということでございます。これは具体的な根拠としては持ち合わせておりませんが、現在の予定を、建設を予定しております所子地区において定住化が進んできております。

また、今後も宅地等の開発が見込まれるという中で、子育て世帯の需要が見込まれるという中でそういった形での考え方で持っております。

また満室にならない場合ということでございますが、これは今後の運営にも関わってまいりますので、様々な場面で満室といいますか、入居率が 90%になるような努力は当然してまいるということで御理解を願いたいと思います。

続きまして、月額 15 万 8,000 円以下の世代が入居できない理由でございますが、これは国の補助、国庫補助の制度、地域優良賃貸住宅という整備の制度を活用をいたしております。この制度自体が、中堅所得者向けの住宅整備ということになっておりますので、ここの要件で 15 万 8,000 円の所得という形での要綱でございます。あるいは、国の制度ということで御理解をいただきたいと思います。

次に、子供が大きくなって子育て世帯ではなくなった場合どうなるのかという御質問であります。第 5 条のほうに入居期間という形で設けてございます。入居の日から 5 年間を原則といたしまして、入居期間は全ての同居者が 18 歳到達後、最初の 3 月 31 日まで延長するという規定を設けております。その入居の期間が過ぎました場合には、6 月後までには退去を願うという形になります。

続きまして、子育て世帯、一定以上の所得がないと入居できないという形になっておりますが、そういった世帯につきましては、通常の町営住宅のほうに、募集時に空室があればの話ですが、そちらのほうに募集のほうを行っていただくよう御案内は考えているかと思っております。

また、今後の整備についての計画ですが、現時点で計画については持ち合わせておりません。以上でございます。

○議員（12 番 近藤 大介君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 12 番 近藤議員。

○議員（12 番 近藤 大介君） はい。まず、整備後の入居率のことですけれども、業者と相談して 90%以上の入居になるような提案を求めるとのことのようですが、子育て世代ですね、主に、今、20 代だとか 30 代の方々というのの人口は減少してきているというような状況の中で、なおかつ中堅所得以上が対象なんだと。低所得者は入居ができないんだという条件の中で、果たして本当に満室になるのか、90%以上の入居になるのか、少

し不安な部分があります。

仮に、90%に満たない場合、そういったものの場合の、何て言うんですかね、家賃収入の減少というのは、結局、町の損失ということになるんでしょうか。それとも結果、入居率が6割だろうと5割だろうと、委託を受けている業者にとっては、損失はないのか。このあたりの確認をさせていただきたいと思います。

それからもう別の面としては、少子化対策をしなければならない中で、所得が必ずしも多くない子育て世帯に対しての安価で優良な住宅の提供ということも必要ではないかと感じるわけですが、現状、課長は、町営住宅を御案内するというようなこと言われましたけれども、町内の町営住宅どこも古くなっていて、入居の募集をしていない、空室なのに入居の募集をしていない物件もあるんじゃないですか。そういった中で、本来に低所得者向けの賃貸が町としてあっせんできるのか。計画、新しい町営住宅の計画はほかはないということでしたけれども、それで本当に大丈夫なのか、その辺りの説明をお願いします。

○建設課長（小倉 祥司君） 議長、建設課長。

○議長（米本 隆記君） 小倉建設課長。

○建設課長（小倉 祥司君） まず入居率の達成状況といいますか見込みですが、これ90%に満たない場合は、運営を行います事業者のほうへの、支出金額を減らすというように形で募集要項のほうには書いて記載をしてございますので、なるべくその達成できるような努力はしていただくような条件として記載をしておるところでありますので、下回らないような努力をSPCと一緒にやってまいりたいというふうに思っております。

また所得の低い子育て世帯への新たな住宅の整備という形でございますが、確かにだんだん古くなってきて耐用年数も過ぎて空いている状況もありますが、そうは言ってもまだ、耐用年数が十分ある住宅もございますので、そちらのほうに入居の案内をしたいというふうに考えております。

○議員（12番 近藤 大介君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 12番 近藤議員。

○議員（12番 近藤 大介君） 現状、入居の募集を停止している町営住宅は、どのくらいあるのでしょうか、もしすぐに手元に資料がなかったら、後日の提出をお願いしたいと思います。

○建設課長（小倉 祥司君） 議長、建設課長。

○議長（米本 隆記君） 小倉建設課長。

○建設課長（小倉 祥司君） 後日、追って提出をさせていただきたいと思います。

○議長（米本 隆記君） そのほか質疑ありませんか。

○議員（2番 西本 憲人君） 議長、2番。

○議長（米本 隆記君） 2 番 西本議員。

○議員（2 番 西本 憲人君） 子育て世帯向け住宅ということで中堅所得の子育て世帯向け住宅ということだと思います。こちらは、中堅所得の子育て世帯向け住宅ということで、確認なんですけど、入る前の中堅の子育て世帯向けのフィルターがどれぐらいあるのか。入った後に、所得が変わったりとか子育て世帯じゃなくなったりとか、こういったときに居続けられるのかどうなのか。

質問の趣旨としては、子育て世帯がずーと大山町にいてほしいですよっていう建物だと思うんですけど、それが叶うようなつくりになっているのか、この条例がそういうふうなつくりになっているのかというところを確認したいのでお願いします。

○建設課長（小倉 祥司君） 議長、建設課長。

○議長（米本 隆記君） 小倉建設課長。

○建設課長（小倉 祥司君） 現在の町営住宅の条例につきましては…

〔 発言する者あり 〕

○建設課長（小倉 祥司君） はい。失礼しました。まず子育て世帯でなくなった場合といたった質問でございますが、これについては先ほどの答弁の中でさせていただきました全ての入居者が 18 歳到達後には退去を願うと。条例上につきましては、最初の 18 歳到達後の最初の 3 月 31 日を迎えるまで延長することができるということで、またその資格がなくなった場合、その事実が発生した日から 6 月後に退去をお願いするという形にしております。

子育て世帯での条例、これまでの条例につきましては、町営住宅につきましては、やはり所得の低所得者向けの家賃、住宅がメインでございます。その後、特定賃貸優良住宅につきましては先ほどの答弁もありました中堅世帯を中心に入居していただいておりますので、一定の家賃をお支払いいただければ入居は可能という条例になっておるところでございます。

○議員（2 番 西本 憲人君） 議長。少し、答弁漏れだったと思います。

○議長（米本 隆記君） はい。

○議員（2 番 西本 憲人君） そういうフィルターが、ちゃんとかかっていますかというところで、かかっている、かかっていない…。

○議長（米本 隆記君） もう一度、そのところだけもう一度、お願いいたします。

○議員（2 番 西本 憲人君） ちょっと補足説明というか、中堅所得者向けの住宅です。子育て世帯向けの住宅ですというのが大きく二つ条件としてあると思うんですけど、そこから外れることによって、その人がそこに住めなくなる、というようなフィルターがちゃんとかかっているのかなっていうところが聞きたいところです。

今の説明によって、かかっているんでしょうか、足りてないんでしょうか、ちょっと分からないので教えてください。

○議長（米本 隆記君） 要件からずれたときには、その人たちは、ちゃんと条例で守られるのか、守られないのか。条例に書いてあるのは、どちらかということです。

○建設課長（小倉 祥司君） 議長、建設課長。

○議長（米本 隆記君） 小倉建設課長。

○建設課長（小倉 祥司君） 条例といたしましては、子育て世帯でなくなった場合には資格を失うということで退去を願うという形になろうかと思います。

○議長（米本 隆記君） 所得のほうも一緒ですか。所得がずれた場合も、退去を願うと。所得の要件から外れる条例がちょっとどうなのか。・・・・・・

○建設課長（小倉 祥司君） ちょっと休憩を。

○議長（米本 隆記君） 休憩ですか、はい。暫時休憩いたします。

午前 10 時 10 分休憩

午前 10 時 11 分再開

○議長（米本 隆記君） 再開します。

○建設課長（小倉 祥司君） 議長、建設課長。

○議長（米本 隆記君） 小倉建設課長。

○建設課長（小倉 祥司君） 基本的には退去という形にお願いする形にはなろうと思いますが、必要とある場合、病気でありますとか災害により著しい損害を受けたときには、担保されると。入居が可能、引き続き入居していただくことは可能であるというふうに認識しております。

○議員（2 番 西本 憲人君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 2 番 西本議員。

○議員（2 番 西本 憲人君） はい。じゃあ子育て世帯でなくなった場合には、資格を失うので基本的には退去のお願いということで、どちらもしっかりそういったもともとの目的に見合ったフィルターがかかっているということを、今課長から答弁いただきました。

少し細かいところを確認させてください。どちらもフィルターがかかっているという御説明いただいたんですけど、確かに第 5 条の入居期間のところに新しく加えてもらった 18 歳到達後の、というふうな文言であったり、あると思います。入居前のことに關しては第 10 条入居許可の取消しっていうところでやはりこれは子育て世帯ということがうたわれていると思います。

ただ、住宅の明渡し請求第 21 条、この中には子育て世帯向けとか、例えば、所得のこととかは特に書いてないようです。もう一つ、第 25 条 使用許可の取消し、これは駐車場の使用許可ですね。これのところにも子育て世帯とか所得っていうことが特に条件としては入っていないようです。

フィルターがかかっているという話だったんですけど、ここに書いてないので、ちょ

っと受け取り方としては、明渡しをしなくてよかったり、家は出てくださいという話だったりするんですけど、その後、近隣に住んで駐車場だけは使い続けるというようなことは、この条例を見る限り発生しそうだなんていうふうに感じたんですけど、この辺解釈どういうふうにしたらいいでしょうか。

○建設課長（小倉 祥司君） 議長、建設課長。

○議長（米本 隆記君） 小倉建設課長。

○建設課長（小倉 祥司君） はい。まず第 10 条の取消しということでございますが、これは入居の許可が降りた後、入居前の話、考え方でございまして入居前に第 10 条の規定に該当した場合には、入居の許可を取り消すということであります。

で、第 21 条の明渡しに請求をすることができるとありますのは、第 5 条の入居期間での 18 歳到達後の入居者全員が 18 歳到達後の 3 月、最初の 3 月 31 日を迎えた段階での、ところでの明渡請求という形になります。第 25 条駐車場の許可の取消しということでございますが、これにつきましては、第 22 条に入居者が駐車場を使用することを希望する場合は、申込みを行うということに規定しておりますので、退去された場合については、入居者ではなくなってしまうとその許可は当然、取り消されるものというふうに認識しておるところでございます。以上です。

〔「理解しました」の声あり〕

○議長（米本 隆記君） いいですか。はい、そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

----- . ----- . -----

日程第 2 議案第 116 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 2、議案第 116 号 大山町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（10 番 大森 正治君） 議長、10 番。

○議長（米本 隆記君） 10 番 大森議員。

○議員（10 番 大森 正治君） 事前の質疑、挙げておりませんでしたけども、議案の説明資料を読みましてもちょっと理解ができないところがありますので、質疑させていただきたいと思います。

この条例改正の経緯について伺いたいと思います。この説明書の一部のところに、法の一部改正に伴いというふうにあるんですけども、これ端的に言えば、どのような改正の内容に伴うものなんでしょうか。それ、1 点伺います。

○副町長（吉尾 啓介君） 議長、副町長。

○議長（米本 隆記君） 吉尾副町長。

○副町長（吉尾 啓介君） すいません。総務課長、今日は欠席でございますので替わりに・・

○議長（米本 隆記君） すみません、起立して、お願いします。

○副町長（吉尾 啓介君） はい。総務課長、今日おりませんので十分、法律の内容をお答えできるかどうか分かりませんが、個人情報保護法の中での取扱いについて、行政内部での資料の共有というところについて、これを認めるということを可能にする変更であるというふうに認識をいたしております。

○議員（10 番 大森 正治君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 10 番 大森議員。

○議員（10 番 大森 正治君） その辺の詳細がちょっとよく分からないので、何かもっと分かりやすい資料を提供していただければと思いますし、はい、どうでしょうか。

○副町長（吉尾 啓介君） 議長、副町長。

○議長（米本 隆記君） 吉尾副町長。

○副町長（吉尾 啓介君） 資料の提供をさせていただくように手配をいたします。

○議員（10 番 大森 正治君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 10 番 大森議員。

○議員（10 番 大森 正治君） はい。ちょっと私のほうからどうなのかなあというのでお聞きしたいんですけども。この条例改正というのは、この 12 月 2 日からマイナンバーカードの保険証、健康保険証の発行が停止になったわけですけども、それとの連動があるわけですか。そのへんがよく分からないので端的にお答えいただければと思います。

○総合福祉課長（田中 真弓君） 議長、総合福祉課長。

○議長（米本 隆記君） 田中総合福祉課長。

○総合福祉課長（田中 真弓君） はい、健康保険証の廃止との連動というところですけども、今回、法の一部改正とは別に、特別医療での改正を提出しております。これにつきましては、やはり保険証の廃止というところがありますので、健康保険の情報を本人さんから保険証の提示をしていただくという方法ではなくて、情報連携によりしていきたいというものでございます。以上です。

○議長（米本 隆記君） そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

日程第 3 議案第 117 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 3、議案第 117 号 大山町議会議員及び大山町長の選挙

における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

日程第 4 議案第 118 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 4、議案第 118 号 鳥取県町村総合事務組合規約を変更する協議についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

日程第 5 議案第 119 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 5、議案第 119 号 公の施設の指定管理者の指定について（大山町社会体育施設等）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

日程第 6 議案第 120 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 6、議案第 120 号 令和 6 年度大山町一般会計補正予算（第 7 号）を議題とします。

まず歳入について、質疑を受けます。

議案書、令和 6 年度大山町一般会計補正予算（第 7 号）に関する説明書の第 5 款町税 3 ページから第 90 款町債 9 ページまで質疑はありませんか。

○議員（12 番 近藤 大介君） 議長、12 番。

○議長（米本 隆記君） 12 番 近藤議員。

○議員（12 番 近藤 大介君） 説明書の 8 ページの繰入金のことで少しお尋ねしたいと思います。

ふるさと応援基金の繰入金が 89 万円ほどですけれども、減額になっております。この減額の理由について、御説明ください。

関連しまして、ふるさと応援基金の今年度の積立見込額についてもお答えいただきたいと思います。

あわせて、ふるさと応援基金も含めてですね、基金全体、一般会計の基金全体、今年

度の繰入金の増減の見通しについても、御答弁をお願いします。

○財務課長（池山 大司君） 議長、財務課長。

○議長（米本 隆記君） 池山財務課長。

○財務課長（池山 大司君） ふるさと応援基金繰入金の減額理由について御説明いたします。

こちらにつきましては生ごみ出し宣言袋ですとか、輝くシルバー交付金、こういったものの実績に合わせまして、財源のほうも財源充当分のほうも減額の調整をさせていただいたものになります。

それから、ふるさと応援基金の今年度の積立見込額ですが、担当課に確認しましたところ現在のところ2億5,000万程度になるのではないかというふうに見込んでおります。

それから、今年度、基金繰入金の増減の見通しということですが、恐らくふるさと応援基金のことだと思いましたので、そちらについてお話をさせていただきますと、増額が先ほどお話ししたように繰入が2億5,000万、減額というか繰出しのほうになります。そちらのほうにつきましては、3億8,000万程度になろうかというふうを考えております。以上です。

〔 発言する者あり 〕

○財務課長（池山 大司君） 議長、財務課長。

○議長（米本 隆記君） 池山財務課長。

○財務課長（池山 大司君） はい、全体につきましては、各財源調整等がございますので、明確なお答えはできませんが、取りあえず、財政調整基金等からは幾らかは減額、繰出しのほうは発生するのではないかというふうに見込んでおります。以上です。

○議員（12番 近藤 大介君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 12番 近藤議員。

○議員（12番 近藤 大介君） 通告で出しているのは、ふるさと応援基金の今年度の積立見込額ということで聞いておまして、2億5,000万という答弁であるのであれば、当初予算では2億8,000万の予算計上だったと思うので、積立額は減額になるという理解でいいのか、この点の確認が一つ。

それから、関連しまして寄附金の、今年度の寄附金の収入予定額、すいません、さっきお答えがあったかもしれませんが、ちょっと聞き漏らしたかもしれません。当初予算では5億5,000万の寄附収入を見込んでおりましたが、これについての増減の見通しもお願いします。

それから、全体の基金の繰入れの増減ですが、当初予算では8億7,000万の基金繰り、基金の取崩しを見込んでおるわけですが、特に財政調整基金などでも、当初予算ベースで3億9,000万の取崩しを見込んでおったわけですが、もう今年度もかなり経過しまして残り4か月ないわけですが、そのような状況の中で基金の取崩しが一体どのぐらい

になるのか。おおむね予算ベースぐらいで進んどると思って理解していいんでしょうか
どうでしょうか。

○財務課長（池山 大司君） 議長、財務課長。

○議長（米本 隆記君） 池山財務課長。

○財務課長（池山 大司君） はい、ふるさと応援基金の現在の状況については、総合戦略課のほうからお答えしていただきたいと思いますが、基金全体の状況につきましては、当初予算ベースで言いますと大体 5 億 8,000 万ぐらい減るというふうな一応予算組みをしております。

ただ実際に、これ財源調整というか充ててる部分がありますので、実際に目減りするのは 2 億から 3 億ぐらいかなというふうには思っております。ただこれ実際に執行してみないと分かりませんので、また改めて方向性が見えたら、そのときに議会のほうにも御説明したいと思ひますし、来年度決算のほうの段階でも、御説明させていただきたいと思ひます。

○総合戦略課長（山崎 栄一君） 議長、総合戦略課長。

○議長（米本 隆記君） 山崎総合戦略課長。

○総合戦略課長（山崎 栄一君） ふるさと納税のほうの今年度の状況について報告いたしますが、11 月末現在で、現在 4 億弱、3 億 9,000 万という実績になっております。

で、これに昨年度の 12 月・1 月・2 月・3 月の実績から考えますと、大体 5 億ぐらいになるのではないかとというところで、先ほど、基金繰入れがその半額の 2 億 5,000 万程度になるのではないかとというところで推測しております。

県内の状況を見ますとですね、どこの市町村もかなり今年度苦戦をしているようでして、昨年実績を下回っているという状況です。主な要因として考えられるのはやはり、能登の地震のほうで、そちらのほうに回っているのではないかとというところを要因としては考えておりますけども、まだ、これから 12 月・1 月・2 月・3 月とありますので、そこで巻き返しを図っていききたいと思っております。以上です。

○議長（米本 隆記君） そのほか、質疑ありませんか。

○議員（14 番 岡田 聡君） 議長、14 番。

○議長（米本 隆記君） 14 番 岡田議員。

○議員（14 番 岡田 聡君） 町税のところで、固定資産税が家屋 2,541 万 6,000 円、それから償却資産が 7,229 万円、大幅増えておりますが、家屋の固定資産税の関係で、新築家屋は何件あったのでしょうか。それから、償却資産の内容の詳しい説明をお願いいたします。

○税務課長（角田 雅人君） 議長、税務課長。

○議長（米本 隆記君） 角田税務課長。

○税務課長（角田 雅人君） 失礼いたします。岡田議員さんの御質問にお答えいたしま

す。

今回の町税固定資産税の増ということでございます。土地家屋につきましては、ちょうど今年度評価替えの年度でございます。当初見込んでおりました評価替えの数字より、かなり多かった面、特に家屋にはございましたので、今回大体の数字が出てまいりましたのでそれに合わせてということで、今回補正をさせていただいたところでございます。

ちなみに家屋のほうですが、令和5年中ということでございますので、新築ということで評価させていただいた家屋は56棟ということでございます。

次に、償却資産でございますが、これは毎年、業者のほうからあるいは個人のほうから、設備、そういったものに関して増減がありましたということで、申告をしていただいたところでございます。設備の増もあれば、減少ということもございますので、相差でございます。その分で増えたというところでございますが、製造業の設備、あるいは機械等の大幅な増というところが主だった部分で今回、増ということが原因ではないかというふうに考えております。以上でございます。

○議員（14番 岡田 聡君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 14番 岡田議員。

○議員（14番 岡田 聡君） 償却資産の関係ですけども、これ個人なり企業なりから出てくるということですが、これ税務課として把握して前もってやるというようなことは、できないものでしょうか。

○税務課長（角田 雅人君） 議長、税務課長。

○議長（米本 隆記君） 角田税務課長。

○税務課長（角田 雅人君） お答えいたします。毎年の部分でございます。で、新しいところもあれば、以前からある業者さんのほうが設備投資をされて増額という形もございますので、そういった部分で詳細のほうをいただいているところでございますので、後に何ていいますか、いろいろ増もあり減もあるということで内容のほうは確認のほうはさせていただくことになるかと思えます。ですので、そのときの申請によってということとなるかと思っております。以上です。

○議長（米本 隆記君） よろしいですか。

ここで休憩とします。再開は10時45分とします。

午前10時32分休憩

午前10時45分再開

○議長（米本 隆記君） 再開します。

引き続き、議案第120号 令和6年度大山町一般会計補正予算（第7号）の質疑を行います。

歳入につきましてありますか。

それでは、次、歳出に移ります。歳出は款ごとにページを追って質疑を受けます。

はじめに、第 10 款総務費 10 ページから 14 ページまで質疑はありませんか。

○議員（2 番 西本 憲人君） 議長、2 番。

○議長（米本 隆記君） 2 番 西本議員。

○議員（2 番 西本 憲人君） はい、総務費ですね、10 款総務費、デマンドバス事業をスタッドレスタイヤ更新についてです。ページは 12 ページですね。デマンドバス事業のスタッドレスタイヤを新しく買うということだと思ふんですけど、本来もう 12 月入ってますので、この時期にはタイヤ交換が終わってないといけないのかなというふうに思います。特にこの行政が管理している車両ということだと思いますので、この時期に更新する理由というのは何なのでしょう、何か緊急なことが起こったんでしょうか、ちょっと教えてください。

○まちづくり課長（深田 智子君） 議長、まちづくり課長。

○議長（米本 隆記君） 深田まちづくり課長。

○まちづくり課長（深田 智子君） デマンドバスのスタッドレスタイヤを今の時期に更新する理由についてということですけどもお答えいたします。

デマンドバスタイヤにつきましては、タイヤの状況によって、状態によって、前の冬からですね、スタッドレスタイヤをずっとはき続けて、はき潰すというようなことをしております。

で、今回は 1 台分のタイヤについて、そのスタッドレスタイヤの更新、新しいものにするということが必要ということになりましたので、1 台分更新するわけですけども、今全体 5 台ありますけども、5 台ともにスタッドレスタイヤをはいている状態で 1 台分を新しいものを購入した今回議決いただいた後に購入して、交換をする古いスタッドレスタイヤと新しいスタッドレスタイヤを交換するというような予定にしております。

以上です。

○議員（2 番 西本 憲人君） ごめんなさい、ちょっとだけ答弁漏れです。

○議長（米本 隆記君） はい、答弁もれですか。

○議員（2 番 西本 憲人君） この時期の交換は遅いんじゃないでしょうかっていうことに関しては、答弁いただけますでしょうか。

○まちづくり課長（深田 智子君） 議長、まちづくり課長。

○議長（米本 隆記君） 深田まちづくり課長。

○まちづくり課長（深田 智子君） 今もですね、スタッドレスタイヤをはいている状態ですので、古いものではありませんけども、まだ交換するまでは耐えうるというような状況ではございます。以上です。

○議長（米本 隆記君） よろしいですか。

〔「いいです。大丈夫です」と発言する者あり〕

○議長（米本 隆記君） そのほか質疑ありませんか。

○議員（6 番 池田 幸恵君） 議長、6 番。

○議長（米本 隆記君） 6 番 池田議員。

○議員（6 番 池田 幸恵君） はい。1 点聞かせてください。

友好館の消火器が交換時期ということで予算が挙がっておりますが、使用期限はどのように把握されているのでしょうか。一括どこかで、どこかの課でまとめてされているのか、もしくは、年に 1 回は点検ってということが義務づけられてると思うんですけども、それはどこかの担当する課がおのおのされているのか、管理状況等々お知らせください。

○まちづくり課長（深田 智子君） 議長、まちづくり課長。

○議長（米本 隆記君） 深田まちづくり課長。

○まちづくり課長（深田 智子君） はい、消火器の管理について、お答えします。

それぞれの施設で、消防点検を委託して行っております。そのときにですね、点検後に委託事業者のほうから報告が上がってまいります。消火器の期限が来ているので次更新したほうがいいというような御指摘がありますので、その都度、補正予算を上げて対応しているところです。以上です。

〔「はい、分かりました」と発言する者あり〕

○議長（米本 隆記君） そのほか質疑ありませんか。

○議員（7 番 門脇 輝明君） 議長、7 番。

○議長（米本 隆記君） 7 番 門脇議員。

○議員（7 番 門脇 輝明君） はい。仁王堂公園の浄化槽が清掃されていなかったということで、補正が上がってきているわけですがけれども、浄化槽の清掃がされていなかったのは、設置当初からされていなかったのでしょうか。

2 点目、清掃されなかった理由は何でしょうか。

3 点目、仁王堂公園は、指定管理されていると思いますけれども、管理者に対しては、浄化槽の清掃が必要なことを認識していなかったんでしょうか、通知していなかったんでしょうか。そして、その指定管理の協定書には、そういった浄化槽の清掃が必要だということは書いてなかったのか。

二度とこういうことがあってはいけないわけですがけれども、この再発防止策はどのようにになっているか、お伺いします。

○建設課長（小倉 祥司君） 議長、建設課長。

○議長（米本 隆記君） 小倉建設課長。

○建設課長（小倉 祥司君） 仁王堂公園の浄化槽の清掃についての御質問でございますが、仁王堂の浄化槽の清掃等維持管理につきましては、年間を通じて専門の業者の方に委託をしておるところでございます。

これについては、年 1 回の清掃を実施するというので当初より清掃は行ってきました

ります。今回は、県のほうの指導で少し汚れがひどいといひますか、そういった部分での状況が確認されたということで、改めて追加して清掃しなさいという指導でございます。その上で、今回補正予算の計上をさせていただいたところでございます。

仁王堂公園につきましては、指定管理ではございません。施設についての例えば、樹木の剪定でありますとか、草刈りにつきましては、まちづくり大山のほうに委託をしております。そのほか、遊具の年間の定期点検、先ほど申しました浄化槽の点検・清掃、これについては、それぞれ町のほうで、事業者、業者の皆さんと契約を交わして行っております。

ですので、そういった協定には、清掃についての指定管理の協定は結んでおらないというところで御理解を願ひたいと思います。

また、再発防止ということですが、これにつきましては別途、新年度以降、定期的に清掃を行うよう予算要求を行ってまいりたいというふうを考えておるところでございます。

○議員（7 番 門脇 輝明君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 7 番 門脇議員。

○議員（7 番 門脇 輝明君） はい。指定管理については理解をいたしました。浄化槽の県のほうが点検したら、浄化槽のよごれがちょっとひどいということで、再度やりなさいという指摘に従ってこの清掃されたということですけども、清掃業者が年 1 回きちんと清掃しているなら、はっきり言ってこういうことは起こり得ないというふうに考えております。委託している業者に問題はなかったんでしょうか、お伺ひします。

○建設課長（小倉 祥司君） 議長、建設課長。

○議長（米本 隆記君） 小倉建設課長。

○建設課長（小倉 祥司君） 失礼しました。清掃点検については、その都度異常なしという報告を受けておまして、特に問題はなかったというふうに思っております。

ただ、このたびは鳥取県のほうの指導によりまして、改めてと申しますか、もう少し徹底して掃除をやりなさいという指導だというふうに認識をしております。以上です。

○議員（7 番 門脇 輝明君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 7 番 門脇議員。

○議員（7 番 門脇 輝明君） その清掃をされた後の点検ですね、ちゃんと清掃立ち会ってやっていらっしゃるのか、点検していらっしゃるのか。ただ単に、書類だけで清掃終わりましたよっていうふうな確認をされているのか、その辺のところが課題ではないかなと思います。

ちゃんと清掃すれば、1 年に 1 回、よっぽどひどい使い方でない限り 1 年に 1 回点検すればきちっとなるはずですよ。あるいは、原因としてその容量をオーバーして利用があったということであれば、そういった施設のほうの改修も考えなきゃいけない部分ですよ。

けれども、その辺り 1 点、町としての点検結果の確認はどのようにされていますか。

○建設課長（小倉 祥司君） 議長、建設課長。

○議長（米本 隆記君） 小倉建設課長。

○建設課長（小倉 祥司君） 浄化槽につきましての維持管理は年間 12 回行うようにしております、都度報告書なり写真等で確認をしているところでございます。

ただ今回のことにつきましては、何が要因かというのがそこまで現状把握はできておりませんが、そういった指導のもとに、県の指導のもとにこのたび清掃を行うということとで御理解を願いたいと思います。以上です。

○議長（米本 隆記君） そのほか、ありますか。

○議員（7 番 門脇 輝明君） 議長。

○議長（米本 隆記君） はい。

○議員（7 番 門脇 輝明君） 点検結果は書類だけということですか、職員が立会いして確認はしていないということですか。

○建設課長（小倉 祥司君） 議長、建設課長。

○議長（米本 隆記君） 小倉建設課長。

○建設課長（小倉 祥司君） 書類のみでございます。

○議長（米本 隆記君） よろしいですか。そのほか質疑ありませんか。

では次、第 15 款民生費 14 ページから 23 ページまで質疑はありませんか。

○議員（14 番 岡田 聡君） 議長、14 番。

○議長（米本 隆記君） 14 番 岡田議員。

○議員（14 番 岡田 聡君） 民生費の 17 ページ、後期高齢者医療費療養給付費負担金、287 万 3,000 円。補正後は 2 億 2,064 万 8,000 円ということで、一般会計の当初予算では、療養給付費負担金 2 億 3,262 万円、これを後期高齢者医療広域連合へ療養給付費町村負担分として納付しています。

それから、このうちの 5,900 万円余りは、県支出金でいただけてますが、大半は一般財源でございます。それから、さらに大山町後期高齢者医療特別会計へ基礎安定分と事務費分として 9,660 万 6,000 円繰り出しております。

その上に、今回の補正、後期高齢者療養給付費 287 万 2,000 円を一般財源から出しておりますが、保険料で全く賄えていないということでしょうけども、こういう状況をどうお考えでしょうか。

それから参考までに、被保険者の 1 割負担、2 割負担、3 割負担、医療費のあれがありますが、これの人数割合を教えてください。

○健康推進課長（諸遊 剛史君） 議長、健康推進課長。

○議長（米本 隆記君） 諸遊健康推進課長。

○健康推進課長（諸遊 剛史君） はい。後期高齢者医療費療養給付費につきましてで

ございますが、まず後期高齢者医療制度の財源としまして、患者負担を除きました医療給付費のうち、12分の1を市町村が負担することとなっております。

制度としましては、当該年度に概算として広域連合に負担金を支払いまして、翌年度に精算することとなっております。

このたびの補正の287万3,000円につきましては、令和5年度の不足分を増額させていただくと、精算するものでございます。

なお先ほど、おっしゃいました後期高齢者医療保険料2億1,568万6,000円につきましては、被保険者から徴収した保険料を広域連合に支払うものでございます。一般会計繰入金の9,660万6,000円につきましては、低所得者の保険料を軽減した部分を負担する基盤安定制度と広域連合及び大山町の事務費を負担するものでございます。こういった仕組みとなっております。

また、被保険者の1割負担、2割負担、3割負担の該当者の割合でございますが、先月末現在で、1割負担の方が83.2%、2割負担の方が13.6%、3割負担の方が3.2%というふうになっております。以上でございます。

○議員（14番 岡田 聡君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 14番 岡田議員。

○議員（14番 岡田 聡君） 12分の1を市町村が負担という制度になつてるということですが、これの保険料をそれぞれ負担しているわけですが、1割負担、2割負担、3割負担、医療にかかった場合、病院にかかった場合払うわけですが、これ、現在、政府のほうでいろいろと、検討が、まだ検討されているかしらんけども、2割負担、現役並のあるいは幾らか主流があるものは3割負担とか、1割負担を2割負担に上げるとか、そういう考えもあるようですけども、ここの制度改正の見込みはどうでしょうか。

○健康推進課長（諸遊 剛史君） 議長、健康推進課長。

○議長（米本 隆記君） 諸遊健康推進課長。

○健康推進課長（諸遊 剛史君） はい。国のほうでの制度改正につきましの議論につきましては、詳細を把握しておりませんが、注視しながら対応していきたいというふうに考えております。

○議長（米本 隆記君） そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

○議長（米本 隆記君） 次、第20款衛生費24ページから26ページまで質疑はありませんか。

○議員（2番 西本 憲人君） 議長、2番。

○議長（米本 隆記君） 2番 西本議員。

○議員（2番 西本 憲人君） はい。20款衛生費25ページですね、名和クリーンセンター電話代不足、ちょっと細々したことで申し訳ないんですけど、電話代が支出見込み

よりも増えるというふうに書いてあったので、増額補正だと思うんですけど、名和のクリーンセンターがそんなに電話代、電話業務があるってことが考えづらいので、何かちょっと特殊な理由があったのかなということで確認させてください。

○住民課長（永見 明君） 議長、住民課長。

○議長（米本 隆記君） 永見住民課長。

○住民課長（永見 明君） はい、名和クリーンセンター電話代についてお答えをいたします。

これは令和6年度より電話機をナンバーディスプレイに変更したことによる電話料金の増額でございます。料金といたしましては月額が1,980円。年額にしますと2万3,760円でございます。以上でございます。

○議長（米本 隆記君） よろしいですか。そのほか、質疑ありませんか。

ないようですので、次、第30款農林水産業費26ページから28ページまで質疑はありませんか。

○議員（7番 門脇 輝明君） 議長、7番。

○議長（米本 隆記君） 7番 門脇議員。

○議員（7番 門脇 輝明君） 32ページの農業施設運営費の委託料でございます。農業者トレーニングセンターの下水道料金が賦課漏れになっていたということで補正が出ております。この賦課漏れとなった原因、そしてその再発防止策はどのように捉えておりますでしょうか。

そしてこの農業者トレーニングセンターは指定管理になっていると思っておりますが、管理者に対しては、下水道料金の支払いが必要なんだということは周知、そして認知されていなかったのか。

3番目として、そういった指定管理の協定書にはその旨が記載がなかったのか、確認をさせていただきたいと思います。

○社会教育課長（西尾 秀道君） 議長、社会教育課長。

○議長（米本 隆記君） 西尾社会教育課長。

○社会教育課長（西尾 秀道君） はい、お答えします。

3点ということでございますが、賦課漏れの原因につきましては水道課のほうから、全員協議会のほうで説明があったかと思えます。

はい、再発防止につきましてですけども、今回のことを受けまして、水道課等ですね、水道課で再度、そこの部分確認が行われておりますので、当課でもそれにあわせて、指定管理者と確認協議の上、再発防止ということで、再度、公共料金等の支払いについて適正を期すよう、お願いしておるところでありますし、こちらもう気をつけるというところでございます。

2点目でございますけども、指定管理者において下水道料金の支払いが必要なことを

認識していなかったのかということでございますけれども、これにつきましては、町がですね、直営している段階から、この施設につきましては下水道使用料につきましては、請求もなく支払いも行っていないという状態になっておりまして、その状態のまま指定管理者の制度に移行し、そこからさらに事業者も2度変わっているというところで、その都度、その状態で引継ぎが行われております。このためですね、請求もなく、未払いも遅延もないということからですね、町からも特に支払いについて指示をしておりませんし、指定管理者におきまして、引継ぎの中でございますので、必要であるという認識はなかったものであります。

3点目でございますけれども、指定管理の協定書にはその旨の記載がなかったのかということでございますけれども、協定書に関しましては、業務実施ということで業務の仕様書によりまして、実施をしていただくよう記載があります。

仕様書の中では、施設に係る経費の支払いということで、その対象として電気・ガス・水道・電話・下水道・燃料費というのを挙げておりますけれども、個々の施設につきましてこの費用ということであつたものではございません。以上です。

○議員（7番 門脇 輝明君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 7番 門脇議員。

○議員（7番 門脇 輝明君） まず原因というのは、先ほどの説明では水道課のほうで賦課をしなかったからというのが根本的な原因であると思っておりますけれども、その辺のいきさつ等は教えていただけますでしょうか。

そして町の直営のときから、そういった下水道の料金賦課がなかったということでございます。これは、なんでその直営のときから賦課がなかったのか。その辺りはいかがでしょうか。お伺いしたいと思います。

○水道課長（大前 満君） 議長、水道課長。

○議長（米本 隆記君） 大前水道課長。

○水道課長（大前 満君） はい、御質問いただきました今回の賦課漏れの件につきましてでございます。

平成16年当時、大山農村環境改善センターと農業者トレーニングセンター合わせまして下水道の使用を開始いたしました。その当初は2か所の水量を基に、下水道の賦課を行ってございました。ですが、平成17年の6月請求分から、こちらの下水道の使用料につきまして、大山農業者トレーニングセンターの水道使用料のほうで反映されていない状況であったということが、現在まで続いておりました。

その原因につきまして、こちらのほうで調べてまいりました。ですが、根本的な原因というところには特定には至っておりません。こちらとして考えている状況といたしましては、水道台帳のほうの手入れが行われたために、下水道台帳への水道の連携が外れてしまったのではないかと考えているところですが、そうした過去の履歴が残っていな

いというところでございまして、その辺りが特定できていないという状況でございました。

水道課といたしましては、再発防止といたしましてこうした台帳の手入れをする際には、水道担当者、及び下水道の担当者それぞれがそれぞれの目で確認をするということを、徹底してやっているというところでございまして、今後このようなことがないように対応はしていきたいと思っております。以上です。

○議長（米本 隆記君） よろしいですか。そのほか質疑ありませんか。

ないようですので、次、第 35 款商工費 29 ページ、質疑はありませんか。

○議員（2 番 西本 憲人君） 議長、2 番。

○議長（米本 隆記君） 2 番、西本議員。

○議員（2 番 西本 憲人君） 商工費ですね。29 ページ、観光費の修繕ですね、モンベルが入ってる店舗のエアコンの修繕です。こちらは、契約内容、今モンベルさんが賃貸ということで入ってると思うんですけど、修繕は、町か事業者の決め事などはあるんでしょうか。この金銭的な基準とかがもしあれば教えていただきたいです。

ちなみに今回は 19 万 4,000 円ということで 20 万いかないぐらいなんですけど、例えば指定管理とかいろんな施設で、10 万であったり 20 万を境にそこに入ってる委託料者負担だったりとか行政負担だったりとかっていう取決めがあったりすると思うんですけど、この場合賃貸なんでどうなってるか分からないですけど、このあたりのことを状況を教えてください。

○商工観光課長（源光 靖君） 議長、商工観光課長。

○議長（米本 隆記君） 源光商工観光課長。

○商工観光課長（源光 靖君） 御指摘の契約につきましてですが、こちらのほうでは修繕の区分というのが明確に定められております。

今、全ては申し上げられませんが、施設内における例えば機械室の修繕とか、天井や床の塗り直し等の修繕、また建具の修繕というようなどころについては、明確に事業者のほうで修繕ということで定めてございますが、このたびのような例えばエアコン修繕というようなどころにつきましては、そちらの定めのない事項でございますので、町のほうで対応しているということでございます。

ちなみに今のような区分で行っておりますので、金額的な決めというものは特にございません。以上です。

〔「分かりました」と発言する者あり〕

○議長（米本 隆記君） よろしいですか。はい、そのほか質疑ありませんか。

○議員（12 番 近藤 大介記君） 議長、12 番。

○議長（米本 隆記君） 12 番 近藤議員。

○議員（12 番 近藤 大介記君） 今と同じところで修繕料のことでお尋ねしたいと思

います。

修繕に関して、エアコンについてどうするかというのは区分の定めが、西本議員さっきあるということで理解されてるんですけども、私は課長の説明だと区分の定めがなかったんで、協議の末、町が修繕することにしたということなのかなというふうに私は理解したんですけども、前提として少しお尋ねしたいんですが、この建物についての延べ床面積がどのくらいあるのかということと、それから月額の家賃は幾らなのかということ。それから、私、今の課長の説明だと、必ずしもそのエアコンの修繕については、町の義務ではないように聞こえたんですけども、これについての見解をお願いいたします。

○商工観光課長（源光 靖君） 議長、商工観光課長。

○議長（米本 隆記君） 源光商工観光課長。

○商工観光課長（源光 靖君） はい。まず御質問のうち、当該施設の延べ床面積でございますがこちら 763 平米でございます。

また月額の家賃、いわゆるその賃貸料でございますが、こちらは 5 万円、月 5 万円ということで賃貸を契約しているところでございます。

それから先ほちょっと私の説明が誤解を招くような状況だったかもしれません。事業者が修繕する項目ということがはっきり、これとこれとこれということで定めてございます。ちょっと全てということだと、項目が多いので御勘弁願いたいと思いますが、その中にはエアコン修繕というものが入っておりませんので、規定があるもの以外については、町のほうに修繕義務があるものということで、協議というよりは契約の負担区分の結果によって、このたびは町のほうで修繕義務があると考えているところでございます。以上です。

○議員（12 番 近藤 大介記君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 12 番、近藤議員。

○議員（12 番 近藤 大介記君） はい。事業者というのは、たなこととか借り手ということですね。

はい。それを踏まえた上で月額 5 万円って物すごい低額な家賃じゃないかと思います。近隣の相場として、763 平米で月額 5 万円、相場としてはこれどうなんですか。平米当たりになると 6、70 円ほどの物すごい安い賃貸料です。

その上にですね、そういったエアコンの修繕までしなくちゃいけないのか、なんなら修繕せずに撤去するという方法もあるんじゃないかと思います。仮に事業者の修繕義務がないとするのであれば撤去をすると、あるいは使用できないようにするという、方法もあろうかと思い、その辺りの検討はどうだったのか。はい。物件としての家賃の相場感とそれからそういった撤去などについては検討しなかったのかということをお願いします。

○商工観光課長（源光 靖君） 議長、商工観光課長。

○議長（米本 隆記君） 源光商工観光課長。

○商工観光課長（源光 靖君） はい。このたびの修繕についてはあくまで契約が既にあるものでございますので、議論の余地なく修繕が必要な状況については町での対応が必要であつただろうということでの判断での御提案を差し上げているところです。

それを踏まえた上で、今議員御指摘のように、家賃の金額、それからそれを踏まえた上での、例えば設備撤去というようなことが考えられるのではないかとということでございますが、こちらのまず賃貸ということにつきましては、この施設がそれまで有効活用されていなかったという状況を踏まえて、このような契約を結んで現在運営、店舗運営がなされているという経過があるものと承知しております。

そちらについて、今まで、大山町合併直後の契約であつたと思いますが、その経過を例えば再度、内容を検討していくかということについては今のところ予定ございませんが、例えば今後必要に応じて内容を改めて協議というような余地はあるかと考えております。以上です。

○議員（12 番 近藤 大介記君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 12 番 近藤議員。

○議員（12 番 近藤 大介記君） はい。もともとは有効活用されてなかった眺海荘を有効活用していただいているということでは非常にいいことだと思いますけども、もう、10 数年経過をして、15 年ぐらいになりますかね、経過をしていてですね、やはり、そういった建物のもう古くなってきておりますし、修繕などの在り方、それから家賃の適正化、含めてですね契約内容をやはり見直すべき時期に来ているのではないのでしょうか。

○商工観光課長（源光 靖君） 議長、商工観光課長。

○議長（米本 隆記君） 源光商工観光課長。

○商工観光課長（源光 靖君） 現在のところそのような議論を行っている状況ではございませんが、御指摘ありましたとおり、過去の契約があるということで、執行停止になってしまうのは本来ではないと思います。

今後、どのように内容について協議していくかというところは、担当課としても対応を検討してまいりたいと思います。

○議長（米本 隆記君） そのほか質疑ありませんか。よろしいですか。

次、第 40 款土木費 29 ページから 30 ページまで、質疑はありませんか。

○議員（14 番 岡田 聡君） 議長、14 番。

○議長（米本 隆記君） 14 番 岡田議員。

○議員（14 番 岡田 聡君） 40 款の土木費、30 ページですけども、道路維持費の備品購入費除雪用 3 トントラック購入 138 万 5,000 円のマイナスということですが、これは、入札による減額でしょうか。

それから、道路新設改良費、合計 2,427 万 8,000 円になりますが、ちょうど松河原名和

線 1,500 万、それから、町道福尾中線 77 万 8,000 円、町道中山インター線 850 万円。
全て減額になっておりますが、これは多分、今回の補正で民生費が、1 億 7,000 万円も増額になっております。その影響かなと思います。予算不足でこうなったのか、次年度に延ばすのか。町民生活の利便性に影響がないのかどうか。御答弁をお願いします。

○建設課長（小倉 祥司君） 議長、建設課長。

○議長（米本 隆記君） 小倉建設課長。

○建設課長（小倉 祥司君） 土木費の大幅の減額についてでございます。

まず、除雪 3 トントラックの減額につきましては、入札による現有車の下取り部分が減額と下取り部分がございまして、その関係で減額となっております。

町道の改良工事に関しまして、まず、松河原名和線の 1,500 万の減額でございますが、これは旧光徳小学校の取壊しに合わせて、当初道路部分の改良を予定をしておりましたが、松河原名和線の沿線の集落、自治会の方々から、通行車両、特に海岸レジャーで訪れる方の通行への危険性があるという声が多く上がってきておまして、それに対応するために、今年度、少し事業を見直して、来年度以降、そういった集落内の安全対策のほうに検討をしておこうということで、このたびは減額としておるところであります。

また町道福尾中線につきましては、用地費が予定していたところよりも若干少なくなったところで、このたび減額ということでございます。

また中山インター線につきましては、県代行の工事、負担金が今年度必要となくなったということで、減額ということにしております。

民生費の大幅増での予算不足ではございませんで、事業の中での、精査の中での減額ということで御理解を頂きたいと思っております。以上です。

○議長（米本 隆記君） よろしいですか。

○議員（14 番 岡田 聡君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 14 番 岡田議員。

○議員（14 番 岡田 聡君） 別に財源不足ではないということですね。いろいろ条件が変わってきて減額、見直すとか、いろいろ計画を見直すとかということのようですが、例えば、完成工期、いつ頃、これ完成させるというような目標多分、計画があると思うんですけども、基の計画に対しては、やはり何年か遅れる、影響は出るのでしょうか。

○議長（米本 隆記君） 岡田議員、どこの工事の遅れのことですか。

○議員（14 番 岡田 聡君） 中山インター、それから松河原線、これはどれぐらい遅れる予定、見込みですか。

○建設課長（小倉 祥司君） 議長、建設課長。

○議長（米本 隆記君） 小倉建設課長。

○建設課長（小倉 祥司君） 松河原名和線につきましては、起点が松河原の交差点、松河原地内の国道 9 号の交差点から、終点が富長の交差点まで延長的にはかなり長い路線

でございます。これを計画といいますか、順次、起点側から改良といいますか、交通安全といいますか、通行の安全性を確保するための工事をほぼ計画していくところでございます、これから何年か計画でということで、計画を立ててまいるということでございますので、これについては期限はまだ定めてございません。

中山インター線につきましては、令和8年度を完了を目指して取り組んできてまいっておりますが、一部、協議が整わない部分がまだございます。現在も鋭意お話をさせていただいておりますが、まだ成立に至ってないというところで若干といいますか1年2年ずれ込むことが予想をしておるところであります。以上です。

○議長（米本 隆記君） よろしいですか。そのほかありますか。

無いようですので、第50款教育費30 ページから 37 ページまで質疑はありませんか。

○議員（10 番 大森 正治君） 議長、10 番。

○議長（米本 隆記君） 10 番 大森議員。

○議員（10 番 大森 正治君） 1 点伺います。名和中の寄附金としての少人数学級協力が 500 万円減になっておりますけども、1 学級分の減だと思っておりますが、その理由というのは何ですか。

○幼児・学校教育課長（井上 龍君） 議長、幼児・学校教育課長。

○議長（米本 隆記君） 井上幼児・学校教育課長。

○幼児・学校教育課長（井上 龍君） 失礼します。大山町では、令和2年度より町独自で30人学級というのを実施しております。で、県の基準が、中学校1年生ですと33人ということになっています。

4月の段階で、名和中学校1年生がちょうど30人でした。31人だったら協力金が必要になって、2学級となるということで予算計上しておりました。でも実際は、5月1日が基準日ですが、30人のままだったということで、使用しないで済んだということで今回減額したということでございます。

○議員（10 番 大森 正治君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 10 番 大森議員。

○議員（10 番 大森 正治君） 課長おっしゃったように、5月1日が基準日なんですね。何ですぐにそれができなかったのか、あるいは9月議会とか、6月議会とかできたんじゃないかなと思うんですけども、遅れたのは何か理由がありますか。

○幼児・学校教育課長（井上 龍君） 議長、幼児・学校教育課長。

○議長（米本 隆記君） 井上幼児・学校教育課長。

○幼児・学校教育課長（井上 龍君） はい。遅れたのは特に理由はございません。通常大体12月で減額しておりましたので、今回出させていただきました。

○議長（米本 隆記君） よろしいですか。

〔「はい」と発言する者あり〕

○議長（米本 隆記君） そのほか質疑ありませんか。

○議員（2 番 西本 憲人君） 議長、2 番。

○議長（米本 隆記君） 2 番 西本議員。

○議員（2 番 西本 憲人君） はい、教育費 31 ページ、学校ネットワーク環境アセスメントスポット、調査委託費、学校のWi-Fi環境ですか、ネットワーク環境が悪いということで調査をするという予算なんですけど、現在どういうふうにネットワーク環境が悪いのかっていうのが把握してる限り教えてください。

30 ページ、31 ページ、スクールソーシャルワーカーの人件費の増額です。人件費の増額が必要になった理由、現在の状況の詳細説明をお願いします。主にどこの学校で、例えば何か具体的な問題が起きたりとかして、その相談などで増額になったのかというようなことを教えてください。

○幼児・学校教育課長（井上 龍君） 議長、幼児・学校教育課長。

○議長（米本 隆記君） 井上幼児・学校教育課長。

○幼児・学校教育課長（井上 龍君） まず初めに、学校ネットワーク環境アセスメントスポット調査についてでございます。今現在、鳥取県の鳥教ネットっていうのを使ってまして、これは情報ハイウェイで大山町に入って、そこから各学校へ通じているという状況でございます。各学校では、無線のアクセスポイントが 11 台から 20 台、学校によって違いますが、あとスイッチのハブっていうのが 5 台から 7 台、これで使用しているというような状況でございます。

各学校で、同時に使った場合の送信可能なデータ量、これが低いっていうことが分かっております、その調査を行うというものでございます。

この調査は、各学校に測定器 50 台程度、今設置して 2 週間程度でするような予定をしております。以上です。

すいません、もう 1 点。スクールソーシャルワーカーの件がございました。現在どこの学校の担当かということですが、ちょっと学校をいったらちょっとデリケートなところがありますんで、どこっていうことはないんですが、各学校の担当は決まっております。ただ相談件数が多いところに出向いて協力してやっておりますので、全体的に相談件数が増えて、またケース会議等の出席が増えた、ということで、勤務時間の増加があったということで今回、補正をさせていただいております。以上です。

○議員（2 番 西本 憲人君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 2 番 西本議員。

○議員（2 番 西本 憲人君） はい。すいません。学校ネットワーク環境のことは大体の状況が把握できました。ぜひ調査して、しっかりした原因調査してください。

スクールソーシャルワーカーの増額は確かに学校を言うことはできないと思うんですけど、現状どういった問題が起きているのかというようなことは、言える範囲でちょ

っと教えていただきたいなというふうに思います。

例えば、9月以降、大体2学期から不登校が増えたりとか、そういうことが増えたりとかして、そういったことの相談数が増えているよとか、いじめがちょっと増えているよとかニュアンスだけ少しなんか起きている現状を少し把握したいので教えてください。

○教育次長（赤路 卓也君） 議長、教育次長。

○議長（米本 隆記君） 赤路教育次長。

○教育次長（赤路 卓也君） はい、お答えします。

具体的にはちょっと言いにくい部分ではありますが、やはり各学校とも問題行動等は増えておりますが、その中でも今1番課題に感じてるのはやはり不登校の増加というところだと思います。その背景には、いろいろなやっぱり問題がありまして、学校だけではやはり対応できない、家庭の環境であつたりとか、そういったところも多くあるので、今回スクールソーシャルワーカーに間に入っていて、対応しているところでの増加というふうに考えていただけたらと思います。以上です。

○議員（2番 西本 憲人君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 2番 西本議員。

○議員（2番 西本 憲人君） これ最後なんですけど1個だけ。不登校があるってのは全国的な話だと思います。そしてスクールソーシャルワーカーをその分配置を手厚くしていくということで私たちの町は対応してると思うんですけど、何をもって解決ということが分からないんですけど、話を聞くだけで終わってるのか、具体的な何かその解決策とかを見いだしてやってるのか、ケースバイケースだと思うんですけど。どういったふうに対応されてるのか、少し分かる範囲で教えてください。

○教育次長（赤路 卓也君） 議長、教育次長。

○議長（米本 隆記君） 赤路教育次長。

○教育次長（赤路 卓也君） はい。お答えします。ケースによって様々ですので一概にここでお答えするのはなかなか難しいんですけど、やはりいろいろな家庭環境等もありますのでそのなかで、スクールソーシャルワーカーが間に入って、やっぱり関係機関との連携というところを主に役割としては担っていただいているところです。それで学校だけではなく、その関係機関も取り込んで、その場によつての解決というところに向かっているところです。以上です。

○議長（米本 隆記君） そのほか、質疑ありませんか。

○議員（6番 池田 幸恵君） 議長、6番。

○議長（米本 隆記君） 6番 池田議員。

○議員（6番 池田 幸恵君） はい。先ほどと同じ内容になるんですけども、35ページになります。共に消火器のことなんですけど、ここでも約3か所の消火器のことが挙がっております。消火器の期限が来たために更新のことってということなんですけども、

期限が切れるのが分かっているのであれば、なぜ当初予算に入っていなかったのか、業者で点検をしているというんですけれども、おのおのこれバラバラでやっているのか。どっかいろんな場、ここだけではないと思います。課は外れてもほかにも消火器を使用している箇所があると思いますが、役場で管理する消火器はどのように管理体制をとられているのか。使用期限の把握とかはその年度の報告のみなのか、お知らせください。

○まちづくり課長（深田 智子君） 議長、まちづくり課長。

○議長（米本 隆記君） 深田まちづくり課長。

○まちづくり課長（深田 智子君） 消火器の使用期限の管理方法ということですが、先ほどもお答えしたとおり、施設ごとに消防の点検の委託契約をしております。担当課が施設ごとにそれぞれで委託契約をしておりますので、取りまとめてどこかの担当課がしているということはありません。その報告によって使用期限が来るという報告を受けて、消火器の更新が必要だという判断で、予算を組んでおります。

ただ報告書の中に、製造年月日ですね、消火器の製造年月日の記載がありますので、そちらでも管理できると思いますので、そちらも気をつけて見ていきたいというふうには考えます。以上です。

○議員（6 番 池田 幸恵君） 議長、答弁漏れです。

○議長（米本 隆記君） 答弁漏れですね、はい。当初予算について。

○まちづくり課長（深田 智子君） 当初予算を組むときにはちょっと、確認漏れですが、報告書の製造年限ですね、消火器の製造年限を確認できておりませんでしたので、消防点検の委託事業者さんの指摘に頼っているというところもありまして、年度途中で点検後に使用期限が来ますっていう報告を受けての予算計上になりますので、当初予算では計上を漏らしておりました。

○議員（6 番 池田 幸恵君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 6 番 池田議員。

○議員（6 番 池田 幸恵君） はい。A E D の時にも同じことを言ったんですけれども、やはり委託に頼ってばかりではなくて、役場としても、10 年たったら更新というのは決まっていること。また途中で使うときにも、使ったときにも更新をしなければならぬものであります、どちらにしても。やはり委託ばかりではなくて、町のほうで管理していくこと、10 年ということ、目安は理解というか認識していくことは大変必要だと思うんですけれども、その辺りどうお考えでしょうか。

○まちづくり課長（深田 智子君） 議長、まちづくり課長。

○議長（米本 隆記君） 深田まちづくり課長。

○まちづくり課長（深田 智子君） そうですね、今回、指摘があつておおむね 10 年、消火器の使用期限はおおむね 10 年ということで確認をしましたので、今後はしっかりと製造年月日を確認をして管理をしていきたいと思います。

○議長（米本 隆記君） よろしいですか。

○議員（7 番 門脇 輝明君） 議長、7 番。

○議長（米本 隆記君） 7 番 門脇議員。

○議員（7 番 門脇 輝明君） 2 項目質問をさせていただきたいと思います。

まずは、情報機器設定委託料についてですけれども、これは別途、タブレットの更新ということで、備品購入費で購入をされるという予算になっておりますが、これに係る設定料ということで理解してよろしいでしょうか。もしもそうであるならば、一括契約ということでそれも含めて、購入して設定済みということでしたほうが町にとっても、費用的に有利ではないかと考えますけれども、その辺の見解はいかがでしょうか。

そして先ほど学校ネットワーク環境アセスメントスポット調査ということで、これ、全校に行っているというお話がありましたけれども、台数が増えれば、アクセスが遅くなってくるっていうのは当然の話なんですけれども、どの程度を調査をしていって、どの程度の遅延、遅くなっているならば、次の対策をとるのか。多分、そういうデータを一時保管するようなサーバーを学校に設けるという形になると思うんですけれども、そういった判断はどの程度やっていくのかということをお伺いしたいと思います。

次に、公用車の関係です。リース契約の更新が困難であるということで、備品として新たに購入するんだということですが、リース契約の更新が困難な理由は、何なんでしょうか。現有物品を再リースするとか、あるいは新しい車両をリースにするとか、両方の面があると思います。新しいリース契約によって、車両を更新しないということであれば、そういった理由は何なのか。で、いろいろなところで、公用車、購入あるいはリースというふうなことで調達をしていらっしゃるわけですが、そういった公用車を購入するのか、リースにするのか、その選択の基準は何なのかということをお伺いしておきたいと思います。

○幼児・学校教育課長（井上 龍君） 議長、幼児・学校教育課長。

○議長（米本 隆記君） 井上幼児・学校教育課長。

○幼児・学校教育課長（井上 龍君） 失礼します。

まず初めに情報機器の設定委託料は備品購入費で購入する機器にかかるものなのかなというところがございますが、かかるものとあとデータ消去等の作業も入っております。

2 点目が、上記は一括契約とするほうが町にとっては有利ではないかということですが、購入と設定を分けないと、機器購入の選定業者が限定されますんで、なるべく多くの業者が入れるように今回分けているというところがございます。

次の学校ネットワーク環境アセスメントスポット調査、全ての小学校で行うのかっていうところで、全ての小中学校で行いますし、内容ですが、かなりちょっと難しくなるんで、一言には言えませんが、先ほど西本議員から質問があったように、各学校、全ての学校にネットワークの機器 50 台を入れます。それで 1000 項目の調査をしまして、そ

の結果を踏まえて、どう対応していくかっていうのを決めていくっていうのがこの調査でございますんで、その結果次第っていうことでございます。

もう少し詳しくと言いますとデータ量の Mbps っていうのがありまして、それがかなり低いっていうことで、今現在でも簡易調査で、各学校の使用料といいますかデータスピード、出しております。で、今回さらに詳しく調査をして、それを改善していくっていうのが今回の調査でございます。以上です。

○社会教育課長（西尾 秀道君） 議長、社会教育課長。

○議長（米本 隆記君） 西尾社会教育課長。

○社会教育課長（西尾 秀道君） はい、お答えします。

まずリース契約の形更新が困難な理由はということでございますけども、これにつきましてはリース会社のほうから契約を延長しない旨の通知があったためでございます。

これにつきましては、現在使用中の公用車ですけども、平成 21 年 6 月の登録車で既に 15 年以上経過しておりまして、リース会社にとっても、まあ貸すことによるリスクがあることになりますので、それを避けるためかというふうに思います。

2 点目につきましてでございますけども、3 点目と関連しますのであわせてお答えさせていただきます。自動車の調達で購入かリースかということにつきましては、本体価格、あるいはリース料、それはあるいは事業によりましては事業期間につきまして、その事業に専用であればリース料であれば、財源を見ていただけるようなケースもあろうかと思っておりますので、ケースバイケースかというふうに思います。

その都度、有利な方法を考えるということだというふうに思いますけども、町の方針としてではなくして今回、社会教育課ということでこの案件に限ってお答えさせていただきますけども、今回は現在使用中の公用車と同様のワンボックスタイプの軽乗用車を想定しております。今回、購入とリースでどちらかということでそれぞれ見積りをとっておりまして、必要経費を見込んで比較した結果、今回につきましては購入のほうが安価であるという見込みであることから購入を選択したものでございまして、これにあわせて備品購入で挙げておりますので、リース料ということの更新は計上しておりません。以上です。

○議員（7 番 門脇 輝明君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 7 番 門脇議員。

○議員（7 番 門脇 輝明君） はい。備品購入で、一括契約はどうかということについては理解をいたしました。

ネットワーク環境アセスメントスポット調査については、今、多分、メインで入ってきているのが、100 Mbps のラインだと思っておりますけどもこれは違うんでしょうかね。それが端末になったときに、どの程度の、例えば 10 Mbps で動いていれば大丈夫だとか、そういった判断基準はどのように考えていらっしゃるのかなあと。

それは快速にパッパ、パッパ、動かすためには、それぞれのネットワークの外部回線を数だけ持ってくれば、簡単にいけるわけですけども、それはすごくお金がかかることです。簡単に改善をするということは、お金がかかって大変だと思えますんで、どの程度の端末の通信速度が確保できればいいのかという基準は、やっぱり持っておくべきではないかなと思いますけども、いかがでしょうか。

そして公用車の調達については、リースか購入か、その都度、選択する、そして今回の購入については、両方見積りをとって検討した結果、購入にするということでございましたけれども、長期に使って使用する公用車ですんで、ただ単にその金額的な部分だけで判断するのはいかがかなあと思っております。

要するに、それを購入した場合は、メンテナンス、あるいはその他もろもろ職員さんの手を煩わせる形になりますけれども、リースであれば、契約の仕方にもよりますけれども、ほとんど手をかけなくてもいいというふうな契約も可能になると思っております。

その辺のことを、考えるのはやっぱり各購入する担当者じゃなしに、町としての方針を、きちんと選んで、そういった将来的な負担の部分を考えてやるべきではないかなと思いますけどもいかがでしょうか、お伺いします。

○幼児・学校教育課長（井上 龍君） 議長、幼児・学校教育課長。

○議長（米本 隆記君） 井上幼児・学校教育課長。

○幼児・学校教育課長（井上 龍君） はい。失礼します。

今のネットワークの関係なんですが、推奨帯域ってのがございまして、これ生徒の人数によって変わってきます。例えば、大山西小だったら 395Mbps、これをクリアしたらいいってというような数値でございます。中山中学校だったら 161、これは生徒の人数がかなり違いますんで、それが同時に使うというようなことで、それをクリアしたらいいってことですが、ここまで完全にクリアすってのはなかなかハードルが高いというふうに思ってますんで、それぞれ先ほど言いましたように、検査の結果を見ながら、どこまで高めていくかっていうので今後検討していきたいというふうに考えております。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） 誰が答えるか分からんということですので、私が答えたいと思いますが、門協議員御指摘のとおりで、購入かリースか、これは予算の査定の中でも結構議論になる話で、大山町としては今町の方針として、基本的にはリースと購入、ほとんど補助等ありませんので、購入のほうの方が安いということで考えております。

ただ一部、社会教育課長も言いましたが、リースにすることによってある特定事業に使う車両等であれば補助が出たり、財源が出たりするものがありますのでそういう場合はリースをするという考えであります。ただまあ、今後、管理メンテナンスの手間だとか、そういうものを含めた上で長期で見た上で、どっちが安いのかというところは、や

はりその車両を更新する際には、しっかり見ながらやっていきたいというふうに思っております。

○議長（米本 隆記君） いいですか。他にありますか。

○議員（13 番 吉原 美智恵君） 議長、13 番。

○議長（米本 隆記君） 13 番 吉原議員。

○議員（13 番 吉原 美智恵君） 通告はしておりませんが、噛み合うと思いますので、質問させていただきます。

学校給食費のところの施設備品修繕料が起こっております、中山中学校とかです。これ修繕の中身というわけではなく、中学校が独立して今給食が行われておりますね。それについて、今はこれぐらいの修繕料で何とか賄っておりますけれども、将来的に独立しているということは、大規模な修繕が起こる可能性もあると思いますので今の時点で、中山の独立した給食センターについて、考えがあればお聞かせ願いたいと思います。なければよろしいですか。

○幼児・学校教育課長（井上 龍君） 議長、幼児・学校教育課長。

○議長（米本 隆記君） 井上幼児・学校教育課長。

○幼児・学校教育課長（井上 龍君） はい。今現在のところで、中山中と中山小を合わせるとかっていうような計画はございません。以上です。

○議員（13 番 吉原 美智恵君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 13 番 吉原議員。

○議員（13 番 吉原 美智恵君） はい。私が聞きたいのはですね、名和と大山は統合されております。それと中山の位置関係というか全体小・中じゃなくって、中山の給食センターをいつまでも独立していくのかというところの予想があれば教えてください。

○幼児・学校教育課長（井上 龍君） 議長、幼児・学校教育課長。

○議長（米本 隆記君） 井上幼児・学校教育課長。

○幼児・学校教育課長（井上 龍君） すいません、小学校と言ったんであれですけど、今のところ予定はございません。以上です。

○議長（米本 隆記君） そのほか、質疑ありますか。

そうしますと、次、歳出の最後になります第 60 款災害復旧費から第 90 款予備費 37 ページまでありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

○議長（米本 隆記君） 最後にそのほか、歳入歳出予算全般について質疑はありませんか。

○議員（2 番 西本 憲人君） 議長、2 番。

○議長（米本 隆記君） 2 番 西本議員。

○議員（2 番 西本 憲人君） 全体についてなんですけれど、今回中山温泉館などで増

額補正がありました。エネルギー価格の高騰についてということで 400 万追加で予算が組まれました。これほかの施設もやっぱりエネルギー高騰のダメージは受けていると思うんですけど、こういうふうに各施設ごとにその都度出てくるもんなんでしょうか、全体の把握とかはされているんでしょうか。

あと、こういう各施設の場合は今後も、このエネルギー高騰とかによって随時予算の増額が発生する予定なんでしょうか。現時点の状況を教えてください。

○財務課長（池山 大司君） 議長、財務課長。

○議長（米本 隆記君） 池山財務課長。

○財務課長（池山 大司君） はい。こちらの光熱水費につきましては、基本的には各施設で管理しているものでございます。

ただ今、資金前渡等で対応しておりまして、一括で電力会社のほうから請求、明細とかきますので、そういった部分である程度総務課のほうでも管理はできると思います。

ただ実際にその予算で措置している額と実際に請求が来てる額との乖離を全部個々に調べることはなかなか難しい状況ですので、それにつきましては、不足が見込まれる場合には、随時予算措置をあげていただきまして、こちらのほうで補正予算を精査するという形をとらせていただいているところです。

なかなか個別に全部管理するのは、難しいかなと思っておりますので、この状況が今後も続くかなというふうに思っております。

○議員（2 番 西本 憲人君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 2 番 西本議員。

○議員（2 番 西本 憲人君） はい。確かなんかエネルギー、電気代か何かだったと思うんですけど、副町長が以前、一覧みたいなまとめておられましたよね。はい。だからそういうので多分全体把握できるんじゃないかなと思いますし、何か私ちょっと懸念してるのが、ほかの自治体とかでこのエネルギー価格の高騰によって、ちょっとその予算が回らなくなってしまったという自治体をニュースで拝見しました。

この一つ一つ出てくるっていうスタイルも確かに、その都度その都度で、緊急性が高いところが手挙げして出てくると思うんですけど、気づいたときには予算がちょっと回らなくなってしまったということにならないような対策っていうのは事前に必要なのかなというふうに感じているんですけど、何かやっぱりこの先もちょっと全体把握とかっていうのをやる予定はないんでしょうか。

○財務課長（池山 大司君） 議長、財務課長。

○議長（米本 隆記君） 池山財務課長。

○財務課長（池山 大司君） はい。副町長のほうの報告書、ちょっと私も詳しく把握しておりませんが、恐らく年間ベースだと思います。ですので、月別で随時追っかけていくというのは非常に難しいと思っております、その辺りにつきましては先ほどお話し

させていただいたとおりです。

予算不足の件に関しましては、今資金前渡で全体で管理しておりますので、例えば総務課分の光熱費、こちらのほうを少し膨らましておきまして、不足分があっても全体としては対応できるという形をとっておりますので、支払い不足になるということは今のところ想定しておりません。以上です。

○議長（米本 隆記君） よろしいですか。

〔「はい」と発言する者あり〕

○議長（米本 隆記君） そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

日程第 7 議案第 121 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 7、議案第 121 号 令和 6 年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

日程第 8 議案第 122 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 8、議案第 122 号 令和 6 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（7 番 門脇 輝明君） 議長、7 番。

○議長（米本 隆記君） 7 番 門脇議員。

○議員（7 番 門脇 輝明君） 1 点お聞きしたいと思います。

特別調整交付金申請支援業務を委託するということですが、この人手不足、そして働き方改革の中で委託できるものは委託するということはあるべき姿だと思っておりますけれども、これについて、町の業務はどの程度軽減をされるのか、業務内容、申請件数、必要の削減時間等々分かりましたら、教えていただきたいと思います。

○健康推進課長（諸遊 剛史君） 議長、健康推進課長。

○議長（米本 隆記君） 諸遊健康推進課長。

○健康推進課長（諸遊 剛史君） はい。特別調整交付金結核精神についてでございますが、これにつきましては、結核及び精神に関わる、療養給付費が多額である場合に、具体的には療養給付費の 14%を超えた場合に、交付されるものでございまして、これが交付対象になるかどうかというところで、申請支援業務を委託するものでございます。

14%行かない場合は、この委託料は発生しないということとなっております。

業務内容としましては、対象レセプトの抽出、申請対象データの作成ですとか、ございまして件数としまして大体年間、レセプト件数が4万9,000件ほどありますので、そこから抽出していくという作業になります。

ですので、レセプト点検自体を国保連に委託しておりまして、町のほうでは抽出するシステムがないという状況でございますので、それを手作業ですということになりますとかなりの事務が発生するということでございまして、このたび委託をするものでございます。以上でございます。

○議員（7番 門脇 輝明君） 予想される削減時間、執務時間の削減時間というのはどの程度ですか。

○健康推進課長（諸遊 剛史君） 議長、健康推進課長。

○議長（米本 隆記君） 諸遊健康推進課長。

○健康推進課長（諸遊 剛史君） はい、執務の削減時間等につきましては、かなり困難な作業になりますので、積算まではしておりませんが、レセプトを4万9,000件ぐらいございまして、その中から抽出していく作業になりますので、かなりの膨大な作業になるのかなというふうに考えております。

○議員（7番 門脇 輝明君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 7番 門脇議員。

○議員（7番 門脇 輝明君） はい。膨大な作業っていうのは分かりますけれども、やっぱり、こういった渡しで委託をするというときには、はっきり言ってこのぐらい執務時間数が減るから、この分をやらせてくださいというふうな根拠はないといけないんじゃないかなあと思っております。

ただ単に数が膨大だから委託するんだとか、あるいはなかなか難しいから委託するんだとかでなしに、町にとって、この委託が有利であるかっていう判断をするためには、その辺の資料をきちっとやって判断すべきだと思いますけど、その辺はいかがですか。

○議長（米本 隆記君） 質疑の途中ですけれども、本定例会の今日の日程を終了するまで続けて会議を行いますので、そのように御承知ください。

○健康推進課長（諸遊 剛史君） 議長、健康推進課長。

○議長（米本 隆記君） 諸遊健康推進課長。

○健康推進課長（諸遊 剛史君） はい。この作業に伴います削減時間等でございますけれども、かなりの膨大な作業と申し上げましたけども、実際具体的なところをざっと積算してまた報告させていただきたいというふうに考えております。

○議長（米本 隆記君） そのほか、質疑ありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

日程第 9 議案第 123 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 9、議案第 123 号 令和 6 年度大山町国民健康保険診療
所特別会計補正予算（第 4 号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

日程第 10 議案第 124 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 10、議案第 124 号 令和 6 年度大山町後期高齢者医療
特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

日程第 11 議案第 125 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 11、議案第 125 号 令和 6 年度大山町介護保険特別会
計補正予算（第 3 号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

日程第 12 議案第 126 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 12、議案第 126 号 令和 6 年度大山町温泉事業特別会
計補正予算（第 3 号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

日程第 13 議案第 127 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 13、議案第 127 号 令和 6 年度大山町索道事業特別会
計補正予算（第 3 号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（6 番 池田 幸恵君） 議長、6 番。

○議長（米本 隆記君） 6 番 池田議員。

○議員（6 番 池田 幸恵君） 1 点、お伺いをします。本年度中の緊急的な施設修繕等に対応するため予備費を増額するとありますが、本年度中に修繕が必要とされる索道が予測されるものがあるのかどうか。あるならば、なぜシーズン前に修繕を行わないのか。

例えば、これ最終日に決まってからだとスキー場はもうシーズンインされている可能性も高いと思われます。

もちろん安全運行もちろんなんですけれども、お客様のサービス、リフトが止まるということはお客様にも多大な迷惑をかけていくことを思います。お客様サービスのためにも、先ほど申しましたが、シーズン前に行うべきではないのかなと思いますが、どうでしょうか。

○商工観光課長（源光 靖君） 議長、商工観光課長。

○議長（米本 隆記君） 源光商工観光課長。

○商工観光課長（源光 靖君） はい。まず、御指摘の設備の修繕についてでございますが、現在のところ、今、修繕が必要な箇所というものがあるというわけではございません。必要な修繕等については、点検を行って行って実施しているところでございます。

それを踏まえた上で、このたびの補正につきましては、現在予備費、今年度当初ではこの会計では 100 万円組んでいたところでございますが、この予備費が現在予算流用の関係で、残額 1 万 2,000 円の状況です。内容につきましては、消費税申告の確定によりまして、当初の見込みよりも納税額が増えたこと。それから、人工降雪用の排水配管の修繕が緊急で必要でございましたため、その対応を行って流用の結果 1 万 2,000 円の残額という状況でございます。

なおかつ、修繕費につきましても現在ほぼ残額がない状況でございますので、緊急的に必要になる費目としては修繕費が 1 番可能性高い状況でございますので、ほかの活用も踏まえた上で、予備費のこのたび増額ということの提案を差し上げて修繕等にも対応できるようにしたいと考えているところでございます。以上です。

○議員（6 番 池田 幸恵君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 6 番 池田議員。

○議員（6 番 池田 幸恵君） はい。ぜひとも修繕費使わなくていいように向かってもらいたいと思います。なぜかというとなら索道、宙ぶらりんになってしまうと、お客様を搬機から一機、一機ロープをつけて職員さんが降ろす手作業が入ってきます。そうなってくると、その対応時間というのもよくネット上にニュースに流れる事態です。

点検、修繕費も予備費ももちろんなんですけれども、改めて施設の運営、索道の運営に、点検等漏れはないか確認状況などありましたら教えてください。

○商工観光課長（源光 靖君） 議長、商工観光課長。

○議長（米本 隆記君） 源光商工観光課長。

○商工観光課長（源光 靖君） はい。索道の運用前の点検、それから運用中の点検につ

きましては、過去からずっと継続して行っているところでございます、今のところ特に必要な修繕等心配されるところはないということで認識をしております。

○議長（米本 隆記君） よろしいですか。そのほか、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

日程第 14 議案第 128 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 14、議案第 128 号 令和 6 年度大山町下水道事業会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

散会報告

○議長（米本 隆記君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

次会は 12 月 19 日に会議を開き、一般質問を行いますので、定刻午前 9 時 30 分までに、本議場に集合してください。

本日はこれで散会します。

午後 0 時 6 分散会